

## えひめ先進環境ビジネス研究会会則

### (名称)

第1条 本会は、「えひめ先進環境ビジネス研究会」（以下、「研究会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 研究会は、環境付加価値を積極的にビジネスに取り入れる取組（以下、「先進環境ビジネス」という。）を活発化させ、もって本県経済の活性化を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 研究会は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 先進環境ビジネスの普及啓発
- (2) 先進環境ビジネスの事業化に向けた活動の推進
- (3) その他必要な事項

### (会員)

第4条 研究会は、研究会の目的に賛同する団体、企業及びその他の者（以下「会員」という。）をもって組織する。

### (役員)

第5条 研究会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長及び副会長には次の職にある者を充てる。
  - (1) 会長 愛媛県経済労働部産業支援局長
  - (2) 副会長 公益財団法人えひめ産業振興財団産業振興部長
- 3 研究会は、必要に応じて顧問を選任することができる。

### (役員の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、研究会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第7条 研究会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

### (プロジェクトチーム)

第8条 研究会は、研究会の目的達成に必要な事項を調査研究するために、プロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームの設置等に係る手続きについては、別に定める。

(事務局)

第9条 研究会の事務局は、愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課及び公益財団法人えひめ産業振興財団産業振興部に置く。

(雑則)

第10条 この会則に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成21年9月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年6月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年6月1日から施行する。

顧問名簿

役職名	所属団体名	職名	氏名
顧問	みずほ情報総研株式会社 環境・資源エネルギー部	シニア マネージャー	弓崎 伸彦